

改正
昭和四五年一〇月 七日条例第五九号 昭和五三年一〇月一一日条例第五六号
昭和六一年 三月二六日条例第一五号 平成一五年 三月一八日条例第二八号
平成一八年 七月一一日条例第四九号 平成二〇年 三月二五日条例第一八号
平成二二年一二月二四日条例第五七号 平成三〇年 七月一〇日条例第三二号
令和 四年 三月二九日条例第一五号 令和 五年 二月 七日条例第一号
令和 五年一〇月一七日条例第二九号

注 令和五年一〇月一七日条例第二九号による改正は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行につき、現行条文と並列して登載した。

旅館業法施行条例をここに公布する。

旅館業法施行条例

（趣旨）

第一条 この条例は、旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔平成一五年条例二八号〕

（学校等に類する施設の指定）

第一条の二 法第三条第三項第三号（法第三条の二第二項及び第三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定により定める社会教育に関する施設その他の施設で、学校又は児童福祉施設に類するものは、次の各号に掲げる施設とする。

- 一 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館
- 二 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条に規定する博物館及び同法第三十一条第一項に規定する博物館に相当する施設
- 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十一条第一項の規定に基づき設置された公民館
- 四 前三号に掲げる施設のほか、主として児童の利用に供される施設又は多数の児童の利用に供される施設で、知事が告示で指定するもの

注 令和五年一〇月一七日条例第二九号により、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行

第一条の二中「及び第三条の三第三項」を「、第三条の三第二項及び第三条の四第三項」に改める。

追加〔昭和四五年条例五九号〕、一部改正〔昭和六一年条例一五号・平成一五年二八号・令和五年一号〕

（意見を求める者）

第一条の三 法第三条第四項（法第三条の二第二項及び第三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定により前条各号に掲げる施設に関し知事が意見を求めなければならない者は、国が設置する施設にあつては当該施設の長、地方公共団体が設置する施設にあつては当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会、国又は地方公共団体以外の者が設置する施設にあつては当該施設の所在地を管轄する市町村長とする。

注 令和五年一〇月一七日条例第二九号により、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行

第一条の三中「及び第三条の三第三項」を「、第三条の三第二項及び第三条の四第三項」に改める。

追加〔昭和四五年条例五九号〕、一部改正〔昭和六一年条例一五号〕

（換気の措置基準）

第二条 法第四条第二項の規定により定める換気の措置の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 換気のために設けられた窓等は、適宜開放すること。
- 二 機械換気の設備は、適宜運転を行うこと。

一部改正〔平成一五年条例二八号・三〇年三二号〕

（採光及び照明の措置基準）

第三条 法第四条第二項の規定により定める採光及び照明の措置の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 採光及び照明の設備は、定期的に保守点検し、その機能を有効に保つこと。
- 二 採光及び照明の設備は、定期的に清掃し、常に清潔にしておくこと。

一部改正〔昭和五三年条例五六号・平成一五年二八号・三〇年三二号〕

（防湿の措置基準）

第四条 法第四条第二項の規定により定める防湿の措置の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 雨水及び汚水は、流通を常に良好にし、排水に支障のないようにしておくこと。
- 二 客室の床が木造であるときは、床下の通風を良好にしておくこと。

一部改正〔平成一五年条例二八号〕

（清潔の措置基準）

第五条 法第四条第二項の規定により定める清潔を保持するための措置の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 客室

- イ 客室は、定期的に清掃し、常に清潔にしておくこと。
- ロ 紙くず等を入れる容器を備え、紙くず等は、衛生的に処理すること。
- ハ 寝具類は、常に清潔にし、定員数以上の数量を備え、敷布、浴衣及びびまぐらのカバーは、客一人ごとに取り換えること。

二 広間、ロビー、食堂、玄関帳場、廊下、階段等は、定期的に清掃し、常に清潔にしておくこと。

三 入浴設備

- イ 浴室、脱衣室及び衣類の保管設備は、常に清潔にしておくこと。
- ロ 原湯（浴用に使用した湯水を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。）、原水（原湯の原料に用いる水及び浴槽水（浴槽内の湯水をいう。以下同じ。）の温度を調整する目的で浴用に使用した湯水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。）、上がり用湯（洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。以下同じ。）及び上がり用水（洗い場又はシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。以下同じ。）並びに浴槽水の水質は、規則で定める基準に適合するように管理すること。
- ハ 浴槽水は、規則で定めるところにより水質検査を行い、その記録を三年間保存すること。
- ニ 上がり用湯及び上がり用水には、浴用に使用した湯水を使用しないこと。
- ホ 貯湯槽（原湯等を貯留する槽をいう。以下同じ。）を設置する場合は、次のとおりとすること。

（1）貯湯槽内の原湯の温度を、通常の使用状態において、原湯の補給口、底部等全ての箇所において摂氏六十度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏五十五度以上に保つこと。
ただし、これにより難しい場合には、貯湯槽内の原湯の消毒を行うこと。

（2）定期的に貯湯槽内の生物膜の状況を監視し、生物膜の除去を行うために貯湯槽内の清掃及び消毒を行うこと。

へ 浴槽水は、毎日完全に換水すること。ただし、ろ過器（浴槽水を再利用するため、浴槽水中

の微細な粒子、繊維等を除去する装置をいう。以下同じ。)を設置して浴槽水をろ過する浴槽にあつては、毎週一回以上完全に換水すること。

ト ろ過器を設置して浴槽水をろ過する場合は、次のとおりとすること。

- (1) ろ過器は、毎週一回以上、逆洗浄その他の適切な方法で生物膜等の汚れを除去するとともに適切な方法で消毒すること。
- (2) 湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管は、毎週一回以上消毒し、必要に応じて付着した生物膜を適切な方法で除去すること。
- (3) 集毛器(浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪や比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。第九条第四号ホ(3)、第十条第三号ホ(3)及び第十一条第一号ホ(3)において同じ。)は、毎日一回以上清掃すること。
- (4) 浴槽水は、規則で定めるところにより消毒すること。
- (5) 消毒装置の維持管理を適切に行うこと。

チ 浴槽からあふれ出た湯水(以下「オーバーフロー水」という。)及びオーバーフロー水を回収する槽(以下「回収槽」という。)の湯水を浴用に使用しないこと。ただし、これにより難しい場合には、オーバーフロー水の還水管及び回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うこととし、オーバーフロー水及び回収槽の湯水は浴槽水とは別に消毒すること。

リ 水位計配管は、毎週一回以上清掃することとし、必要に応じて消毒すること。

ヌ 気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備(第九条第四号ト、第十条第三号ト及び第十一条第一号トにおいて「気泡発生装置等」という。)は、必要に応じて清掃及び消毒すること。

ル 打たせ湯には、浴用に使用した湯水を使用しないこと。

ヲ 調節箱(洗いの湯栓又はシャワーに送る湯の温度を調節するための槽をいう。以下ヲにおいて同じ。)を設ける場合は、当該調整箱を定期的に清掃すること。

ワ シャワーは、毎週一回以上内部の水が置き換わるように通水することとし、シャワーヘッドとホースは定期的に点検し、毎年一回以上内部の汚れ及びスケールを洗浄及び消毒すること。

カ タオル、くし等を入浴者に貸与する場合は未使用のもの又は消毒したものとし、かみそりを入浴者に貸与する場合は未使用のものとする。

ヨ 営業者は、自主管理を行うため、入浴設備の配置図、給排水の配管図等の構造設備に係る図面を備えるとともに、自主管理の手引書及び点検表を作成して従業員に周知徹底させ、営業者又は従業員のうちから日常の衛生管理に係る責任者を選任すること。

タ 浴槽水を循環ろ過させることなく入浴者ごとに換水する客室の入浴設備については、ロからヲまで及びヨの規定は、適用しないこと。

四 洗面所

イ 洗面所は、常に清潔にしておくこと。

ロ 洗面に供する水は、飲用に適する水であること。

五 便所

イ 便所は、毎日一回以上清掃し、常に清潔にしておくこと。

ロ 手洗い設備には、消毒液等を十分に供給しておくこと。

ハ くみ取り式便所は、殺虫剤の散布等により、ねずみ族、昆虫等の発生の防止に努めること。

六 その他

イ 井戸及び貯水槽は、常に清潔にしておくこと。

ロ 廃棄物容器並びにし尿及び排水の処理設備は、常に清潔にし、ねずみ族、昆虫等の発生の防止に努めること。

全部改正〔昭和五三年条例五六号〕、一部改正〔平成一五年条例二八号・二〇年一八号・三〇年三二号・令和四年一五号〕

(その他衛生上必要な措置基準)

第六条 法第四条第二項の規定により定めるその他宿泊者の衛生に必要な措置のうち客室の定員は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 旅館・ホテル営業及び下宿営業にあつては、客室の床面積三・五平方メートルにつき一人を基準とする。

二 簡易宿所営業（法第三条第一項の許可の申請に当たって宿泊者の数を十人以上としたものに限る。）にあつては、寝室その他宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分の面積一・五平方メートルにつき一人を基準とする。

一部改正〔平成一五年条例二八号・三〇年三二号〕

（衛生措置の基準の特例）

第七条 法第四条第二項の規定により定める旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号）

第五条第一項各号に規定する施設の衛生措置の基準については、別に知事が定める。

一部改正〔平成一五年条例二八号〕

（宿泊を拒むことのできる事由）

第八条 法第五条第三号の規定により定める宿泊を拒むことのできる事由は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 宿泊しようとする者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- 二 その他宿泊を拒む正当な事由があるとき。

注 令和五年一〇月一七日条例第二九号により、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行

第八条中「第五条第三号」を「第五条第一項第四号」に改める。

一部改正〔平成一五年条例二八号〕

（旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準）

第九条 旅館業法施行令（昭和三十二年政令第百五十二号。以下「令」という。）第一条第一項第八号の規定により定める旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 施設の外壁、屋根、広告物等の形態及び色調は、善良な風俗を害することがないよう周辺の環境と調和するものであること。
- 二 動力により振動し、又は回転する寝台、横臥（が）している人の姿態を映すための鏡（以下この号及び次条第二号において「特定用途鏡」という。）で面積が一平方メートル以上のもの又は二以上の特定用途鏡でそれらの面積の合計が一平方メートル以上のもの（天井、壁、仕切り、ついたてその他これらに類するもの又は寝台に取り付けてあるものに限る。）その他専ら異性を同伴する宿泊者の性的好奇心に応ずるための設備がないこと。
- 三 玄関帳場を設置する場合は、次の要件を満たすものであること。
 - イ 宿泊者の出入りを容易に見通すことができる場所に設けられていること。
 - ロ 自動車等を利用する宿泊者が降車しないで宿泊者名簿の記載、宿泊料金の受渡し、客室の鍵の授受その他の宿泊に関する手続を行うことができる場所に設けられていないこと。
 - ハ 受付台の上方にはめ込まれ、かつ、開閉できない窓が設けられていない等宿泊者と直接面接触することを妨げることができる構造又は設備を有しないこと。
- 四 入浴設備を設ける場合は、次の要件を満たすものであること。
 - イ 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質は、規則で定める基準に適合していること。
 - ロ 配管内の湯水が完全に排水できる構造であること。
 - ハ 貯湯槽を設置する場合は、完全に排水できる構造であること。
 - ニ 飲用に適さない原湯又は原水を浴槽水面上部から浴槽に落とし込むときは、その流出口付近に当該原湯又は原水は飲用に適さないものである旨の表示をすること。
 - ホ ろ過器を設置して浴槽水をろ過する場合は、次の要件を満たす構造設備であること。
 - (1) ろ過器の一時間当たりの処理能力は、当該ろ過器から湯水の供給を受ける全ての浴槽の容量の数値を加えて得た数値以上の量であること。
 - (2) ろ過器のろ材は、逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。
 - (3) ろ過器に毛髪等が混入しないように浴槽水がろ過器に流入する前の位置に集毛器を設けること。

(4) 循環する湯水を浴槽に供給する部分が浴槽の底部に設けられている等の入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸飲等を防止するための措置が講じられた構造であること。

(5) 浴槽水の消毒に薬剤を用いる場合は、その薬剤の注入口又は投入口は、当該浴槽水がろ過器に流入する直前の位置に設けること。

へ オーバーフロー水及び回収槽の湯水を浴用に使用する構造でないこと。ただし、これにより難しい場合には、オーバーフロー水の還水管及び回収槽は、内部の清掃及び消毒を容易に行うことができ、オーバーフロー水及び回収槽の湯水を浴槽水とは別に消毒できる構造であること。

ト 気泡発生装置等については、次のとおりとすること。

(1) 二十四時間以上完全換水せずに循環ろ過している湯水を使用する浴槽については、気泡発生装置等を設置しないこと。

(2) 気泡発生装置等を設置する場合は、当該気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。

チ 屋外に浴槽を設ける場合は、屋外の浴槽水が屋内の浴槽水に流入する構造でないこと。

五 便所には、流水式手洗い設備があること及び当該設備には、消毒液等を入れる専用の容器があること。

六 くみ取り式便所には、防虫設備があること。

七 性的好奇心をそそる物品で次に掲げるものを提供する自動販売機その他の設備がないこと。

イ 衣服を脱いだ人の姿態を被写体とする写真又はその複製物

ロ イに掲げる写真又はその複製物を主たる内容とする写真集

ハ 衣服を脱いだ人の姿態の映像を主たる内容とするフィルム又はビデオテープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。次条第六号ハにおいて同じ。)による記録に係る記録媒体

ニ 性具その他の性的な行為の用に供する物品、性器を模した物品、性的な行為を表す写真その他の物品又はこれらに類する物品

追加〔平成一五年条例二八号〕、一部改正〔平成二〇年条例一八号・三〇年三二号・令和四年一五号〕

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

第十条 令第一条第二項第七号の規定により定める簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 施設の外壁、屋根、広告物等の形態及び色調は、善良な風俗を害することがないよう周辺環境と調和するものであること。

二 動力により振動し、又は回転する寝台、特定用途鏡で面積が一平方メートル以上のもの又は二以上の特定用途鏡でそれらの面積の合計が一平方メートル以上のもの(天井、壁、仕切り、ついたてその他これらに類するもの又は寝台に取り付けてあるものに限る。)その他専ら異性を同伴する宿泊者の性的好奇心に応ずるための設備がないこと。

三 入浴設備を設ける場合は、次の要件を満たすものであること。

イ 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質は、規則で定める基準に適合していること。

ロ 配管内の湯水が完全に排水できる構造であること。

ハ 貯湯槽を設置する場合は、完全に排水できる構造であること。

ニ 飲用に適さない原湯又は原水を浴槽水面上部から浴槽に落とし込むときは、その流出口付近に当該原湯又は原水は飲用に適さないものである旨の表示をすること。

ホ ろ過器を設置して浴槽水をろ過する場合は、次の要件を満たす構造設備であること。

(1) ろ過器の一時間当たりの処理能力は、当該ろ過器から湯水の供給を受ける全ての浴槽の容量の数値を加えて得た数値以上の量であること。

(2) ろ過器のろ材は、逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。

(3) ろ過器に毛髪等が混入しないように浴槽水がろ過器に流入する前の位置に集毛器を設けること。

(4) 循環する湯水を浴槽に供給する部分が浴槽の底部に設けられている等の入浴者の浴槽水

の誤飲、飛まつ吸飲等を防止するための措置が講じられた構造であること。

(5) 浴槽水の消毒に薬剤を用いる場合は、その薬剤の注入口又は投入口は、当該浴槽水がろ過器に流入する直前の位置に設けること。

ヘ オーバーフロー水及び回収槽の湯水を浴用に使用する構造でないこと。ただし、これにより難しい場合には、オーバーフロー水の還水管及び回収槽は、内部の清掃及び消毒を容易に行うことができ、オーバーフロー水及び回収槽の湯水を浴槽水とは別に消毒できる構造であること。

ト 気泡発生装置等については、次のとおりとすること。

(1) 二十四時間以上完全換水せずに循環ろ過している湯水を使用する浴槽については、気泡発生装置等を設置しないこと。

(2) 気泡発生装置等を設置する場合は、当該気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。

チ 屋外に浴槽を設ける場合は、屋外の浴槽水が屋内の浴槽水に流入する構造でないこと。

四 便所には、流水式手洗い設備があること及び当該設備には、消毒液等を入れる専用の容器があること。

五 くみ取り式便所には、防虫設備があること。

六 性的好奇心をそそる物品で次に掲げるものを提供する自動販売機その他の設備がないこと。

イ 衣服を脱いだ人の姿態を被写体とする写真又はその複製物

ロ イに掲げる写真又はその複製物を主たる内容とする写真集

ハ 衣服を脱いだ人の姿態の映像を主たる内容とするフィルム又はビデオテープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他電磁的方法による記録に係る記録媒体

ニ 性具その他の性的な行為の用に供する物品、性器を模した物品、性的な行為を表す写真その他の物品又はこれらに類する物品

追加〔平成一五年条例二八号〕、一部改正〔平成二〇年条例一八号・三〇年三二号・令和四年一五号〕

(下宿営業の施設の構造設備の基準)

第十一条 令第一条第三項第五号の規定により定める下宿営業の施設の構造設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 入浴設備を設ける場合は、次の要件を満たすものであること。

イ 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質は、規則で定める基準に適合していること。

ロ 配管内の湯水が完全に排水できる構造であること。

ハ 貯湯槽を設置する場合は、完全に排水できる構造であること。

ニ 飲用に適さない原湯又は原水を浴槽水面上部から浴槽に落とし込むときは、その流出口付近に当該原湯又は原水は飲用に適さないものである旨の表示をすること。

ホ ろ過器を設置して浴槽水をろ過する場合は、次の要件を満たす構造設備であること。

(1) ろ過器の一時間当たりの処理能力は、当該ろ過器から湯水の供給を受ける全ての浴槽の容量の数値を加えて得た数値以上の量であること。

(2) ろ過器のろ材は、逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。

(3) ろ過器に毛髪等が混入しないように浴槽水がろ過器に流入する前の位置に集毛器を設けること。

(4) 循環する湯水を浴槽に供給する部分が浴槽の底部に設けられている等の入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸飲等を防止するための措置が講じられた構造であること。

(5) 浴槽水の消毒に薬剤を用いる場合は、その薬剤の注入口又は投入口は、当該浴槽水がろ過器に流入する直前の位置に設けること。

ヘ オーバーフロー水及び回収槽の湯水を浴用に使用する構造でないこと。ただし、これにより難しい場合には、オーバーフロー水の還水管及び回収槽は、内部の清掃及び消毒を容易に行うことができ、オーバーフロー水及び回収槽の湯水を浴槽水とは別に消毒できる構造であること。

ト 気泡発生装置等については、次のとおりとすること。

(1) 二十四時間以上完全換水せずに循環ろ過している湯水を使用する浴槽については、気泡発生装置等を設置しないこと。

(2) 気泡発生装置等を設置する場合は、当該気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。

チ 屋外に浴槽を設ける場合は、屋外の浴槽水が屋内の浴槽水に流入する構造でないこと。

二 便所には、流水式手洗い設備があること及び当該設備には、消毒液等を入れる専用の容器があること。

三 くみ取り式便所には、防虫設備があること。

追加〔平成一五年条例二八号〕、一部改正〔平成二〇年条例一八号・三〇年三二号・令和四年一五号〕

(構造設備の適用除外)

第十二条 第九条第二号、第三号ハ及び第七号並びに第十条第二号及び第六号の規定は、次の各号に掲げる施設については、適用しない。

一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の規定による商業地域として定められている地域（次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲二百メートルの区域を除く。）内に存する旅館業の施設

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校

ロ 図書館法第二条第一項に規定する図書館

ハ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）

ニ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設

ホ 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する特別養護老人ホーム

二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十八条第三項又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第百六十八号）附則第二条第三項若しくは第四項の規定により、同法第二十八条第一項の規定又は同条第二項の規定に基づく条例の規定の適用を受けないこととされた店舗型性風俗特殊営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成十年法律第五十五号）附則第四条第二項の規定により店舗型性風俗特殊営業を営んでいる者とみなされた者に係る営業を含む。）のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第六項第四号の営業の施設を用いて営む旅館業の当該施設

追加〔平成一五年条例二八号〕、一部改正〔平成一八年条例四九号・二〇年一八号・二二年五七号・三〇年三二号〕

(責任者の届出)

第十三条 営業者は、第五条第三号ヨの規定に基づき入浴設備について日常の衛生管理に係る責任者を選任し、又は変更したときは、遅滞なく、その責任者の氏名その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

追加〔平成二〇年条例一八号〕、一部改正〔平成三〇年条例三二号・令和四年一五号〕

(委任)

第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

追加〔平成二〇年条例一八号〕、一部改正〔平成三〇年条例三二号〕

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 旅館業法施行条例（昭和二十三年埼玉県条例第四十一号）は、廃止する。

附 則（昭和四十五年十月七日条例第五十九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十三年十月十一日条例第五十六号）

この条例は、昭和五十三年十二月一日から施行する。

附 則（昭和六十一年三月二十六日条例第十五号）

この条例は、昭和六十一年六月二十四日から施行する。

附 則（平成十五年三月十八日条例第二十八号）

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条第一項本文の許可を

受けている者の経営に係る旅館業の施設の構造設備について、改正後の第九条第一号若しくは第四号イからハまで、第十条第一号若しくは第四号イからハまで又は第十一条第一号若しくは第六号イからハまでの規定に適合していない部分がある場合においては、当該部分の構造設備を変更する場合を除き当該旅館業の施設に対する構造設備の基準は、なお従前の例による。

附 則（平成十八年七月十一日条例第四十九号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則（平成二十年三月二十五日条例第十八号）

- 1 この条例は、平成二十年十月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に旅館業法（昭和三十二年法律第百三十八号）第三条第一項本文の許可を受けている者の当該許可又は同項本文の許可の申請をしている者の当該申請に係る旅館業の施設の構造設備に改正後の第九条第六号ニからハまで、第十条第六号ハからホまで、第十一条第八号ハからホまで又は第十二条第三号ハからホまでの規定に適合しない部分がある場合においては、当該部分に変更されるまでの間は、当該部分に係る構造設備の基準については、これらの規定は適用せず、なお従前の例による。

附 則（平成二十二年十二月二十四日条例第五十七号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十三年一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした旅館業法（昭和三十二年法律第百三十八号。次項において「法」という。）第七条の二及び第八条の規定による命令については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為及びこの条例の施行前にした法第八条の規定による命令に関しこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成三十年七月十日条例第三十二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年三月二十九日条例第十五号）

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に旅館業法（昭和三十二年法律第百三十八号）第三条第一項本文の許可を受けている者の当該許可又は同項本文の許可の申請をしている者の当該申請に係る旅館業の施設の構造設備に改正後の第九条第四号ロ、ハ、ヘ及びト（1）、第十条第三号ロ、ハ、ヘ及びト（1）又は第十一条第一号ロ、ハ、ヘ及びト（1）の規定に適合しない部分がある場合においては、当該部分に変更されるまでの間は、当該部分に係る構造設備の基準については、これらの規定は適用せず、なお従前の例による。

附 則（令和五年二月七日条例第一号）

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和五年十月十七日条例第二十九号）

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。